

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日の翌日)

目 次

◆ 告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

◆ 公 告 鳥取県林業改良指導員資格試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十四年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在	皆伐面積の限度(ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭 河原・郡家を除く全町村	一九〇七・一三	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	八・三九	若桜
	八頭	〇・一五	八頭
	智頭	九・七八	智頭
	船岡	〇・七六	船岡
	用瀬	四・三二	用瀬
	佐治	〇・〇六	佐治
干害防備保安林	殿	〇・三八	喜才谷山
	喜才谷山	〇・四六	明見谷東平
	明見谷東平	〇・九二	池ノ内下平
	水口	〇・一六	赤波
	赤波		
水源かん養保安林	鳥取	八二四・四九	鳥取地区
	岩美		
	八頭	六・七〇	河原
土砂流出防備保安林	河原・郡家	九・〇六	郡家
	河原	九八・七八	岩美
	郡家	五・三六	国府
	岩美	〇・一五	福部
	国府	七・一五	鳥取
	鳥取	一・七六	高気

林 土砂流出防備保安	"	"	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	林 土砂流出防備保安	"	水源かん養保安林	"	"	干害防備保安林	"	"
西伯	日野	西伯	米子	"	"	"	"	東伯	"	"	倉吉	"	"	"	東伯	倉吉	東伯	倉吉	気高	鳥取	岩美	"	"
中 山	溝口・江府		"	"	東伯	大谷	東郷			東伯	三朝郷								鹿野	岩美	青谷	鹿野	
			杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津									水谷	高路	長谷		
〇・六四		六二五・〇六		〇・三七	〇・〇八	一・〇一	〇・〇四	〇・六六	一・五六	〇・三〇	七六・九二	一七・八八	四一・七七	四七・四八	二九・九五	一三〇・七八	一〇・二	一四・六五	三・四四	一〇・〇六	七四・五七		
中 山	米子地区		杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	三朝郷	東郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野			

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和38年4月鳥取県条例第11号） 第2条の規定により、昭和54年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実	公 告	林 土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	日野	日野	日野・日南	西伯	大	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山										
	伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内 字か 一大	門野	孝靈山ほか	二														
	大谷奥		二																			
	三・七四	日	日	〇・一〇	〇・四四	二・二〇	〇・〇六	一・二一	三・三四	三・五八	〇・一〇	五・二八	四・五六	一・三二	三七・三三							
日南	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山	門野	宮内・坊領	江府	溝口	米子	西伯	岸本	会見	大山									

施する。

昭和54年12月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。)において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち昭和56年2月11日までに卒業する見込みの者、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者、又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者
- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学資格検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度

検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和55年2月12日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を運算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添え、昭和55年1月5日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和54年12月15日(土)から昭和55年1月5日(土)まで  
(郵送の場合は、昭和55年1月5日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和55年2月12日(火) 9時から

口述試験 昭和55年2月12日(火) 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	林業機械・林産化学・木材加工のうち一項目

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書

(5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正な行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。